

【解体業の標準作業書に係る記載事項について】

リチウムイオン電池及びニッケル・水素電池を取り扱う場合、標準作業書に示す事業場の配置図等を変更するとともに、下記を参考に当該電池の回収方法等を新たに記載し、記載したその日から 30 日以内に変更の届出を行ってください。

なお、当該電池を新たに取り扱うことがなければ、次回の更新許可申請時に併せて変更後の標準作業書を提出してください。

記

(記載例)

○ リチウムイオン電池及びニッケル・水素電池の回収・保管・処理について

各自動車メーカー及び車種ごとに対応する回収マニュアルに基づき、当該電池を取り外し、保管した後、各自動車メーカーの引取方法に従って回収事業者に引き渡します。

なお、保管にあたっては、屋外に長期間放置せず、雨水にぬれない場所、直射日光に当たらない場所で保管します。

リチウムイオン電池及びニッケル・水素電池の保管場所の写真を添付